

第1節

消防体制

1 消防組織

(1) 常備消防機関

常備消防機関とは、市町村に設置された消防本部及び消防署のことであり、専任の職員が勤務している。

令和6年4月1日現在、全国に720消防本部、1,716消防署が設置されている（資料2-1-1）。

消防職員数は16万8,898人（うち女性消防職員数は6,705人）で、このうち消防吏員数は16万7,384人（うち女性消防吏員数は6,124人）であり、年齢階層別の消防吏員数は、31歳から35歳までの階層が2万4,818人（14.8%）と最も大きい割合を占めている（第2-1-1図、資料2-1-1、資料2-1-4）。

市町村における現在の消防体制は、大別して、〔1〕消防本部及び消防署（いわゆる常備消防）と消防団（いわゆる非常備消防）とが併存している市町村（以下、「常備化市町村」という。）と、〔2〕消防団のみが存する町村（以下、「非常備町村」という。）がある。

令和6年4月1日現在、常備化市町村は1,690市

町村あり、非常備町村は29町村（7都県）に存在する。非常備町村は、地理的な要因から非常備である地域が多く、1都3県の21町村（非常備町村全体の72.4%）は島しょである（資料V）。

一部事務組合又は広域連合により設置されている消防本部は288本部（うち広域連合は22本部）であり、その構成市町村数1,114市町村（372市、601町、141村）は常備化市町村全体の65.9%に相当する。また、事務委託をしている市町村数は144市町村（39市、86町、19村）であり、常備化市町村全体の8.5%に相当する（第2-1-2図）。

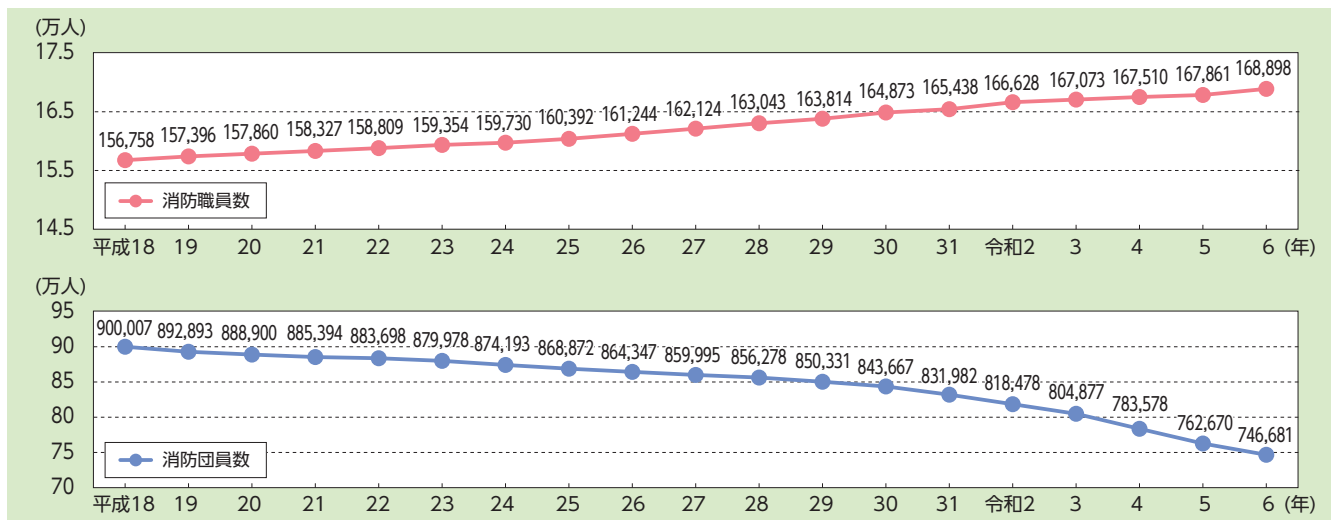
(2) 消防団

令和6年4月1日現在、全国の消防団数は2,174団、消防団員数は74万6,681人であり、消防団は全ての市町村に設置されている（第2-1-1図、資料2-1-1）。

消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながらも、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛

第2-1-1図 消防職団員数の推移

(各年4月1日現在)



- (備考) 1 消防職員数は「消防防災・震災対策現況調査」により作成
 2 消防団員数は「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防団の組織概要等に関する調査」により作成
 3 東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県の消防職員数及び消防団員数については、前年数値（平成22年4月1日現在）により集計している。
 4 東日本大震災の影響により、平成24年の宮城県牡鹿郡女川町の数値は、前々年数値（平成22年4月1日現在）により集計している。

第2-1-2図 消防本部の設置方式の内訳

(令和6年4月1日現在)

消防本部数		市町村				常備／非常備	
			市	町	村		
720		1,690市町村	1,690	793	736	161	常備市町村
単独	432	432市町村	432	382	49	1	単 独
一部事務組合等	288	1,114市町村	1,114	372	601	141	一部事務組合等 構成
		144市町村	144	39	86	19	事務委託
			29	—	7	22	非常備町村
			1,719	793	743	183	合計

(備考) 1 「消防本部及び消防団に関する異動状況報告」により作成
2 東京23区は1市として単独消防本部に計上
3 広域連合は「一部事務組合等」に含まれる。

護の精神に基づき、消防防災活動を行っている（消防団の組織体制等については、特集5を参照）。

2 消防防災施設等

(1) 消防車両等の整備

消防本部及び消防署においては、消防活動に必要な消防ポンプ自動車、はしご自動車（屈折はしご自動車を含む。）、化学消防車、救急自動車、救助工作車等が整備されている。

また、消防団においては、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、救助資機材搭載型車両等が整備されている（資料2-1-5）。

(2) 消防通信施設

火災等の被害を最小限に抑えるためには、火災等を早期に覚知し、消防機関が素早く現場に到着するとともに、現場においては、情報の収集及び指揮命令の伝達を迅速かつ的確に行うことが重要である。この面で消防通信施設の果たす役割は大きい。

ア 119番通報

令和5年中の119番通報件数は、1,025万7,861件となっており、その通報内容の内訳は、救急・救助に関する通報件数が全体の70.7%を占めている（資料2-1-6）。

近年では携帯電話・IP電話による119番通報の件数が増加し、通報総数に占める割合は、携帯電話が58.5%、IP電話が22.2%となっている（資料2-1-7）。

(ア) 119番通報における位置情報通知

119番通報の受信時には、消防本部に通報者の位置情報が通知される。固定電話からの通報では利用者の住所、携帯電話からの通報ではGPS測位や携帯電話基地局の情報から割り出した位置情報がそれぞれ提供される。

(イ) 音声によらない通報

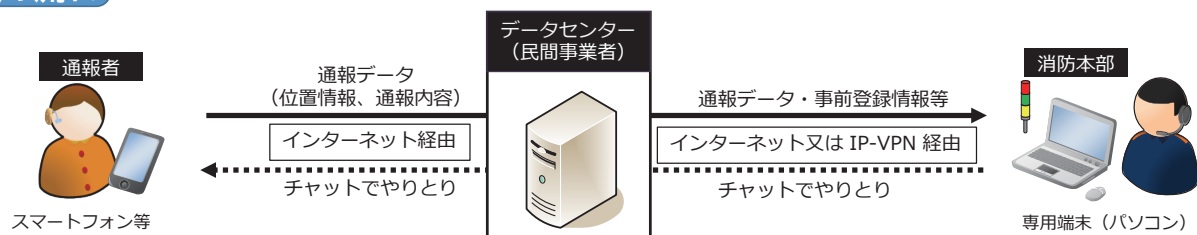
消防庁では、聴覚・言語障害者がいつでも全国どこからでも緊急通報を行うことができる環境の整備を進めている。

聴覚・言語障害者が電話を利用する手段として、聴覚・言語障害者と健聴者との間をオペレーターが「手話」や「文字」から「音声」に通訳し、即時双方向につなぐ「電話リレーサービス」があり、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に基づく公共インフラとして、令和3年7月から全国でサービスが開始された。119番通報にも対応しており、聴覚・言語障害者が電話リレーサービスを利用して全国どこからでも消防へ通報することが可能である。

また、聴覚・言語障害者が音声によらず119番通報を行う手段として、スマートフォンの画面上のボタン操作や文字入力により通報を行うことができる「NET119緊急通報システム」があり、令和6年5月1日現在、720消防本部中647消防本部（89.9%）が導入済みである（第2-1-3図）。

第2-1-3図 NET119の流れ

通報の流れ



スマートフォン画面

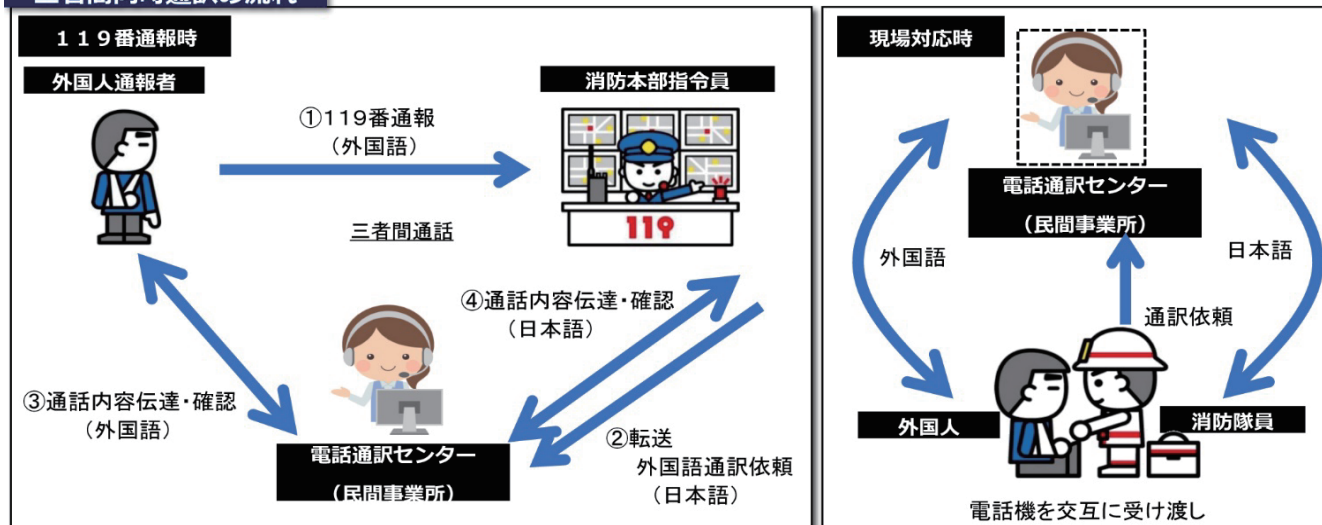


消防本部の受付画面



第2-1-4図 三者間同時通訳の流れ

三者間同時通訳の流れ



(ウ) 外国人からの通報

電話通訳センターを介した三者間同時通訳による119番多言語対応は、外国人からの119番通報時、外国人のいる救急現場での活動時等において、迅速かつ的確に対応するため、24時間365日主要な言語で対応するものであり、消防庁では、全ての消防本部で導入されることを目標に取り組んでいる（第2-1-4図）。

イ 消防指令システム

消防指令システムは、119番通報の受付、災害地

点の特定、出動隊の編成、消防署所への出動指令といった、消防指令センターにおける一連の消防指令業務等を支援するためのシステムである。

近年では、情報通信技術（ICT）の急速な進展に伴い消防を取り巻く社会のICT環境が大きく変化しており、消防指令システムについてもこれらの変化に対応するため、外部システムとのデータの出入り口（インターフェイス）に係る標準仕様策定など高度化等に向けた取組を進めている。

(3) 消防水利

消防水利は、消防活動を行う上で消防車両等とともに不可欠なものであり、一般的には、消火栓、防火水槽等の人工水利と河川、池、海、湖等の自然水利とに分類される。

全国の消防水利整備数は、256万292個であり、うち消火栓は199万1,328個、防火水槽は54万9,426個である（資料2-1-8）。

阪神・淡路大震災以降、耐震性を備えた防火水槽等の整備が進められているほか、近年は消防水利の老朽化や木造密集地域における消防水利需要を見込み、各市町村において段階的に数値目標を設け、消防水利の充実を図ることとしている。

3 消防財政

(1) 市町村等の消防費

ア 消防費の決算状況

令和4年度の消防費決算額（東京消防庁を含む。）は1兆9,873億円で、消防施設の整備、消防自動車の購入等に要する経費である普通建設事業費の減少等により、前年度と比べると0.8%減となっている。令和4年度の1世帯当たりの消防費決算額の全国平均額は3万2,976円であり、住民1人当たりでは1万5,846円となっている。市町村の普通会計歳出決算額（東京都を除く。）66兆4,247億円に占める消防費決算額（東京消防庁を除く。）の割合は2.8%となっている（資料2-1-9）。

イ 消防費の性質別内訳

令和4年度消防費決算額1兆9,873億円の性質別内訳は、人件費1兆4,101億円（全体の71.0%）、普通建設事業費2,467億円（同12.4%）、物件費2,319億円（同11.7%）となっている（資料2-1-10）。

(2) 消防費の財源

ア 財源構成

令和4年度の消防費決算額の財源内訳をみると、一般財源等（地方税、地方交付税、地方譲与税等使途が特定されていない財源）が1兆7,608億円（全体の88.6%）、次いで地方債1,537億円（同7.7%）、国庫支出金180億円（同0.9%）となっている（資料2-1-11）。

イ 地方交付税

地方交付税における消防費の基準財政需要額については、市町村における消防費の実情を勘案して算定されており（地方債の元利償還金等、他の費目で算定されているものもある。）、令和6年度の単位費用は1万1,800円となっている。

ウ 地方債

消防防災施設等の整備には多額の経費を必要とするが、国庫補助金や一般財源等に加えて重要な役割を果たしているのが地方債である。

このうち、防災対策事業は、地方単独事業として行う防災基盤整備事業、公共施設等耐震化事業等を対象とし、地方債の元利償還金の一部について地方交付税措置が講じられている。

また、東日本大震災等を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災のための地方単独事業等に取り組むため、大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備等の事業を緊急防災・減災事業の対象とし、地方債の元利償還金の一部について地方交付税措置が講じられている。

このほか、消防防災施設等の整備に係る地方債には、施設整備事業（一般財源化分）、一般事業、辺地対策事業及び過疎対策事業等がある。

エ 国庫補助金

市町村等の消防防災施設等の整備に対する補助金は、国庫補助金と都道府県補助金があり、消防庁所管の国庫補助金には消防防災施設整備費補助金（以下、本節において「施設補助金」という。）と緊急消防援助隊設備整備費補助金（以下、本節において「緊援隊補助金」という。）等がある（資料2-1-12、資料2-1-13）。

施設補助金は、市町村等の消防防災施設等の整備に対して、原則として補助基準額の3分の1又は2分の1の補助を行っている。緊援隊補助金については、消防組織法第49条第2項による法律補助として、緊急消防援助隊のための一定の設備の整備に対して補助基準額の2分の1の補助を行っている。

令和6年度当初予算額については、施設補助金は13.7億円、緊援隊補助金は49.9億円となっている。

第2-1-5図 令和6年度消防庁予算の概要

令和6年度 消防庁予算の概要

R6当初

127.9億円(デジタル庁一括計上分を除くと117.4億円)

○一般会計 126.2億円

(対前年度比0.0億円、0.0%増)

※前年度予算は特殊要因除く

○復興特別会計 1.7億円

(対前年度比0.8億円、30.3%減)

令和5年度
補正予算
80.0億円

(令和4年度 第2次補正予算 70.0億円)

<主な重点取組事項>

1. 消防防災分野のDXの推進

3.5億円

- 消防庁映像共有システムの高度化
 - ・内閣府次期総合防災情報システムとの接続に係る高度化を図り、実災害で運用
- 競争的研究費の拡充
 - ・AIの活用を含めたDXに関する研究開発をはじめ、消防防災行政に係る課題解決や重要施策推進のための研究開発を推進
- AI・IoT等の新技術を活用した効果的な危険物保安等のあり方の検討
 - ・AIやIoT機器等の新技術に係る実証実験等の実施

【(参考)令和5年度補正予算で措置】

- ・緊急消防援助隊の機能強化に向けたDX関連資機材等の整備 9.1億円
- ・マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化に向けたシステム構築 3.7億円 等

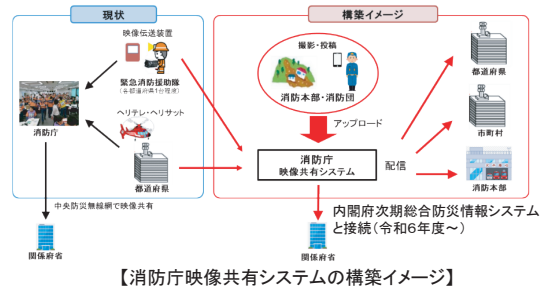
2. 緊急消防援助隊の充実強化

52.4億円

- 緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.9億円
 - ・車両・資機材等の整備

【(参考)令和5年度補正予算で措置】

- 緊急消防援助隊の車両・資機材等の充実 等(無償貸付) 49.1億円
 - 【車両・資機材等の老朽化対策(更新)】
 - ・消防庁ヘリコプター(30.8億円)・特別高度工作車・海水利用型消防水利システム等(6.3億円)
 - 【車両・資機材の新規配備】
 - ・DX資機材等(9.1億円)(再掲)・拠点機能形成車(1.5億円)・小型遠隔化学剤検知器(1.2億円)・小型救助車(0.2億円)



【緊急消防援助隊設備整備費補助金(例)】

3. 常備消防等の充実強化

16.7億円

- 消防防災施設整備費補助金 13.7億円
 - ・耐震性貯水槽や高機能消防指令センター等の消防防災施設の整備を促進
- ドローン活用人材育成事業 0.1億円
 - ・最新のドローンの運用方策について各消防本部等に助言等を行うため派遣するドローン技術指導アドバイザー(仮称)の育成研修や消防職員の一等操縦ライセンス取得研修を実施し、より高度な運用が可能な人材を育成



【消防防災施設整備費補助金(例)】



【アドバイザー育成研修のイメージ】

4. 幅広い住民の入団促進等による消防団等の充実強化

7.6億円

- 消防団の力向上モデル事業 3.6億円
 - ・企業や大学と連携した入団促進、災害現場で役立つ訓練の普及など、消防団の充実強化につながるモデル事業を推進
- 消防団加入促進広報の実施 1.4億円
 - ・女性や若者をはじめとする幅広い住民の入団促進のため、地方公共団体等と連携し、各種広報活動を実施
- 全国消防操法大会 0.3億円
 - ・消防団員の消防技術の向上と士気の高揚、消防活動の充実発展に向け、全国大会を開催するとともに、海外における実態や取組事例の調査を実施

【(参考)令和5年度補正予算で措置】

- ・消防団への救助用資機材等を搭載した多機能消防車無償貸付、消防団設備整備費補助金 22.2億円
- ・消防団災害対応高度化推進事業 0.4億円
- ・消防団への更なる入団促進を図るためのマニュアルの作成 0.1億円



入団促進イベントのイメージ

消防団員の
入団促進用ポスター

【消防団加入促進広報】



【企業等と連携した入団促進】



【災害現場で役立つ訓練】

【消防団の力向上モデル事業(例)】

5. 火災予防対策の推進 3.4億円

- 製品火災対策の推進 【新規】0.1億円
・可搬式サウナ等について合理的な安全基準となるよう検証実験の実施
- AI・IoT等の新技術を活用した効果的な危険物保安等のあり方の検討 【再掲】0.7億円
・AIやIoT機器等の新技術に係る実証実験等の実施
- 国際消防防災フォーラムを活用した消防防災インフラシステムの海外展開の推進 0.4億円
・海外において日本の規格・認証制度の普及推進や製品の紹介



【消防防災関連企業における製品紹介
(国際消防防災フォーラム 令和5年3月)】

6. 地方公共団体の災害対応能力・国民保護体制の強化 15.1億円

- 弾道ミサイルを想定した住民避難訓練優良事例集作成 【新規】0.06億円
・住民避難訓練の実施回数増を踏まえ、優良事例集の作成・配布
- 避難実施要領のパターン作成に係るアドバイザーの派遣 【新規】0.03億円
・避難実施要領のパターンの複数化・高度化のためアドバイザーを派遣



【弾道ミサイルを想定した住民避難訓練】

7. 消防防災分野における女性や若者の活躍推進 6.0億円

- 女性消防吏員の採用広報活動の拡充等 0.6億円
・女性消防吏員比率の向上のためのSNS広告等広報活動の充実、男性消防職員の育休取得率向上のための普及啓発



【女性消防吏員の採用ポスター】

8. 科学技術の活用による消防防災力の強化 5.2億円

- 競争的研究費の拡充 【再掲】1.4億円
・AIの活用を含めたDXに関する研究開発をはじめ、消防防災行政に係る課題解決や重要施策推進のための研究開発を推進

オ その他

前記イ～エのほか、特に消防費に関する財源として、入湯税、航空機燃料譲与税、交通安全対策特別交付金、電源立地地域対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、高速自動車国道等救急業務実施市町村支弁金等がある。

防等の充実強化16.7億円、幅広い住民の入団促進等による消防団等の充実強化7.6億円となっている（第2-1-5図、資料2-1-14）。

なお、予算額には、デジタル庁への一括計上予算が含まれている。

(3) 都道府県の防災費

都道府県の防災費の状況をみると、令和4年度における決算額は1,776億円であり、令和4年度都道府県普通会計歳出決算額に占める割合は0.3%である。

(4) 消防庁予算額

ア 令和6年度当初予算

消防庁の令和6年度の当初予算額は、一般会計分と復興特別会計分を合わせて127.9億円の予算を確保している。このうち、一般会計予算の規模は、126.2億円となっており、人件費を除く事業費ベースでは、109.2億円である。また、令和5年度補正予算で80.0億円措置されている。

主な事業として、消防防災分野のDXの推進3.5億円、緊急消防援助隊の充実強化52.4億円、常備消

イ 復興特別会計予算

東日本大震災で大きな被害を受けた被災地における消防防災施設・設備の復旧や、福島原発事故に伴い設定された避難指示区域における消防活動の確保のため、復興庁の東日本大震災復興特別会計において令和6年度は1.7億円の予算措置を講じた（第2-1-5図、資料2-1-14）。

- 消防防災施設災害復旧費補助金（0.1億円）
- 消防防災設備災害復旧費補助金（0.1億円）
- 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金（1.5億円）

4 常備消防体制整備の課題

(1) 消防力の整備

「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）は、市町村が消防に関する事務を確実に遂行し、消防の責任を十分に果たすために必要な施設及

び人員について、目標とすべき整備水準を定めたものである。各市町村は本指針に定める内容を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが求められている。

(2) 消防隊員用個人防火装備

消火活動時における消防隊員の安全性向上のため、「消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン」を策定している。

対象は消防隊員の防火服、防火手袋、防火靴、防火帽等で、消火活動に必要となる一定の性能等を定めているほか、安全な着装方法やメンテナンスなどの取扱い上の注意事項を明記している。

なお、ISO（国際標準化機構）の人体安全の防護衣及び装置に関する専門委員会の下部組織である分科委員会（ISO／TC94／SC14）において、新たな国際規格が作成されたこと等を受け、令和3年7月から本ガイドラインの見直しに関する検討を行い、令和4年3月に本ガイドラインを改定した。